

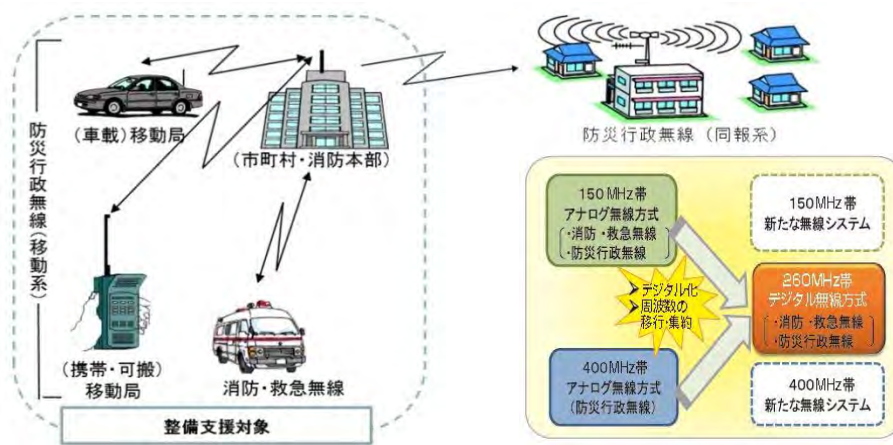
第5章 地域情報化関連施策の動向

1 地域情報通信基盤の整備促進

(1) 無線システム普及支援事業

ア 周波数有効利用促進事業

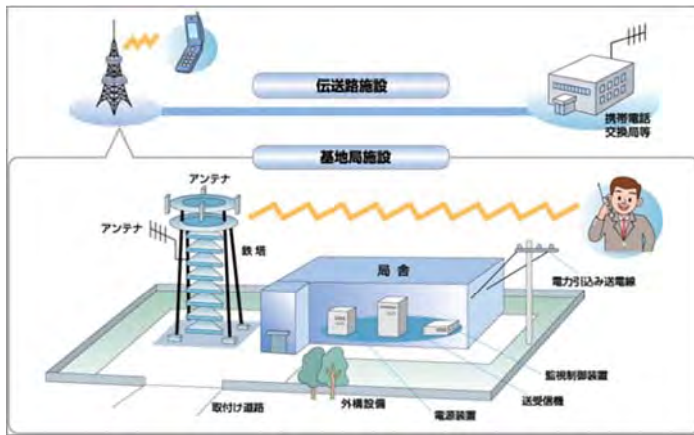
東日本大震災等を踏まえ、市町村が行う災害の被災状況の把握や救急・救命活動に重要な役割を担う防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化に係る経費の一部を補助する。



- ① 事業主体: 市町村(消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む)
- ② 対象地域: 全市町村(財政力の弱い市町村を優先)
- ③ 補助対象: 消防・救急無線と防災行政無線を260MHz帯へ移行する無線設備(デジタル無線方式)の整備費
- ④ 負担割合: 国 1/2、市町村等 1/2

イ 携帯電話等エリア整備事業

携帯電話は、国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域がある。このような地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保するため、市町村が携帯電話基地局を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、その設置経費の一部を補助する。



【エリア外人口の状況】

全国のエリア外人口
2.82万人

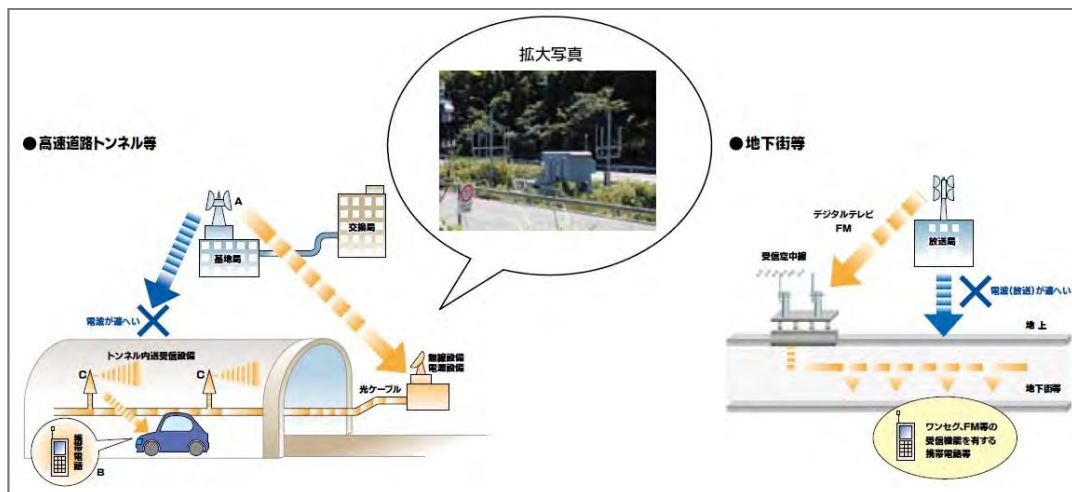
東北のエリア外人口
0.86万人

※平成26年6月データ

- ① 事業主体: 基地局施設⇒地方自治体(市町村)、伝送施設⇒無線通信事業者
- ② 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)
- ③ 補助対象: 基地局費用(鉄塔、局舎、無線設備等)、伝送路費用(※中継回線事業者の設備の10年間分の使用料)
- ④ 補助率 : 2/3(世帯数が100以上の場合1/2)

ウ 電波遮へい対策事業

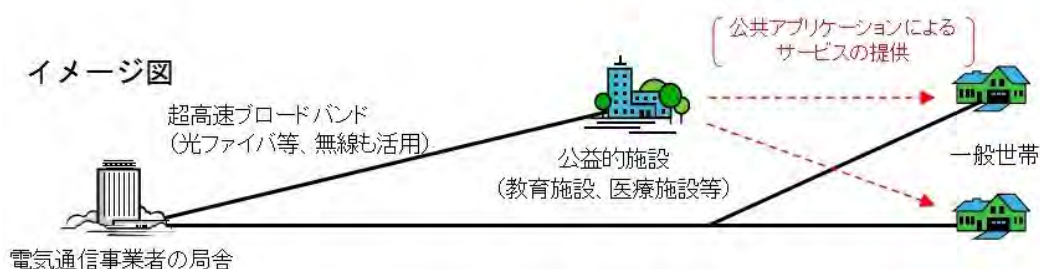
高速道路等のトンネルや駅地下構内といった人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話等が使用できない地域エリアにおいて、電波中継施設を設置して携帯電話等が利用できるようにする事業であり、施設の整備を行う一般社団法人等に対して設置費用の一部を補助するものである。



- ① 事業主体: 一般社団法人等
- ② 対象地域: 高速道路トンネル等
- ③ 整備施設: 電波中継施設(鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等)
- ④ 補助率: 1/2(対象地域が鉄道トンネルの場合1/3)

(2) 情報通信利用環境整備推進交付金

超高速ブロードバンドの利活用を促進するため、電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正を行い、改正法に基づき総務大臣の認定を受けた事業を実施する地方公共団体等に対し、医療・健康福祉・教育等の公共アプリケーションの導入に資する超高速ブロードバンド基盤整備を行う場合に、その事業費の一部を支援する。事業の計画年数は、平成23年度から5年間の計画としている。



【交付対象及び交付率】

- ① 対象地域(実施主体):超高速ブロードバンド未整備地域であって、当該地域に過疎・離島等の条件不利地域を含む地方公共団体等
- ② 対象設備:光ファイバケーブル、光電変換装置、送受信装置、無線アクセス装置(FWA)等(これらに附帯する施設含む)
- ③ 交付率 :1/3(離島については2/3)

(3) データセンター地域分散化促進税制

喫緊の課題である首都直下地震等に備え、我が国の社会経済のインフラである情報通信基盤の耐災害性・信頼性を向上させるため、首都直下地震緊急対策区[※]に集中する大量のデータをバックアップできる体制を強化し、あわせて地方における設備投資の機会を増やすこと等を目的として、首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンター内にサーバー等の設備を取得し、バックアップ事業を行う事業者に対し、法人税の特別償却を認める特例措置を適用する。

※首都直下地震緊急対策区域:首都直下地震対策特別措置法第三条第一項の規定により首都直下地震緊急対策区域として指定された区域

ア 措置内容

法人税: 取得価額の10%の特別償却

イ 対象者

電気通信基盤充実臨時措置法(基盤法)の規定に基づき、対象設備の整備に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者

ウ 対象設備

- 認定計画^{※1}に従って取得した電気通信設備

※基盤法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた実施計画

- 具体的には、①サーバー※2、②ルーター※3、③スイッチ※3、④無停電電源装置(UPS)※3、⑤非常用発電機※3
- ※2 首都直下地震緊急対策区域におけるデータセンターのバックアップを行うものに限る。
- ※3 ②～⑤は①と同一認定計画に基づき取得した場合に限る。

エ 適用の要件

- 首都直下地震緊急対策区域以外におけるデータセンター内に対象設備を設置すること。
- 対象設備を用いて、東京圏におけるデータセンターのバックアップを行うこと
- 首都直下地震緊急対策区域と首都直下地震緊急対策区域以外の双方にデータセンターを持つ事業者は、以下のア及びイを満たすこと。

ア 対象設備の取得合計額※4が5億円以上

イ データセンター事業の用に供する減価償却資産(建物、空調、サーバー等)の取得合計額に占める、対象設備の取得合計額※4の割合が20%以上

※4 事業年度毎及びデータセンター毎に計算

オ 適用期間 平成27年4月1日から平成28年5月31日



2 放送ネットワークの強化

(1) 放送ネットワーク整備支援事業

ア 地上基幹放送ネットワーク整備事業

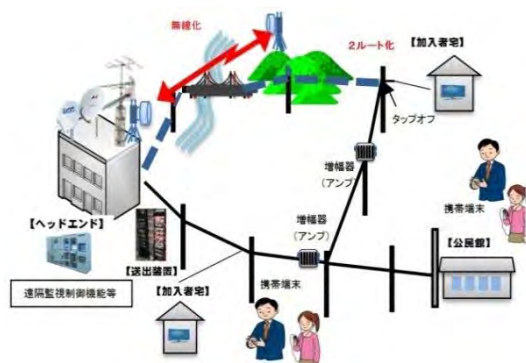
放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、①放送局の予備送信設備、②災害対策補完送信所、③緊急地震速報設備等の整備費用の一部を補助する。



- ① 事業主体
地方公共団体、第3セクター、地上基幹放送事業者等
- ② 補助率
地方公共団体 1/2
第3セクター、地上基幹放送事業者等 1/3

イ 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用の一部を補助する。

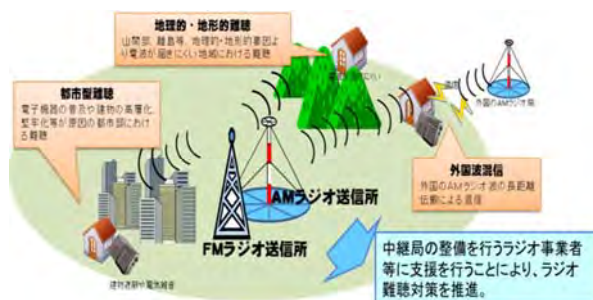


- ① 事業主体
地方公共団体、第3セクター
- ② 補助率
地方公共団体 1/2、第3セクター1/3

(2) 民放ラジオ難聴解消支援事業

国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消し、電波の適正な利用を確保する。

このため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助する。



- ① 事業主体: 民間ラジオ放送事業者、自治体等
- ② 補助対象: 難聴対策としての中継局整備
- ③ 補助率: 地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3
都市型難聴 1/2

【トピックス】

○総務省では、「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」の提言(平成25年7月公表)を踏まえ、ラジオにより平時の生活情報や災害発生時の被災情報、避難情報といった国民に必要な情報が適切に提供されるよう補完中継局に関する制度整備を行っており、平成26年4月から中波(AM)放送局の放送区域において、災害対策又は難聴対策(都市型難聴対策、外国波混信対策[※]又は地理的・地形的難聴対策)のために超短波(FM)放送用の周波数を用いて中波放送の補完的な放送を行う中継局である「FM補完中継局」の開設を可能としている。

○同中継局が使用する周波数は、主に地上アナログテレビジョン放送の跡地であるV-Low帯域の一部(90から95MHz)でとなっている。

○管内では、平成27年3月に(株)秋田放送(秋田県)が災害対策用として同中継局を開設している。

※:外国波混信対策を目的とするFM補完中継局については、従来から開設が可能。

3 ICTを活用した地域活性化

観光・防災Wi-Fiステーション整備事業

訪日外国人旅行者を含む来訪者や地域住民の情報受発信の利便性向上に向け、豊かなおもてなしサービスを実現する観光関連情報や緊急時の安心・安全を確保するための災害関連情報等を確実に入手等することを可能とするため、観光や防災の拠点における公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体、第三セクターに対し、その費用の一部（地方公共団体の場合は1/2、第三セクターの場合は1/3）を補助する。



4 地域情報化コーディネーター

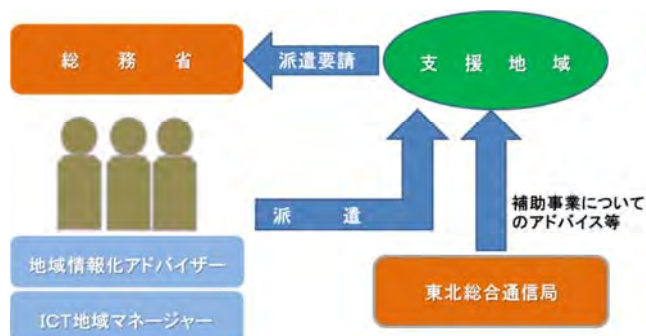
(1) 地域情報化アドバイザー派遣制度

地域の要請に基づき、総務省から「地域情報化アドバイザー」を地域に派遣し、支援地域の情報化を「基盤」「利活用」「人材」の3つの側面から総合的にサポートする制度である。

地域情報化アドバイザーの派遣を受けた地域では、一次産業・地場

産業の振興、安心・安全な社会の構築など、地域の自立・活性化に向けたICTの利活用による成功モデルの構築を推進する。また、そこで得られた知見・ノウハウを全国に普及し、ICTの構造改革力を生かした地域経済・社会の底上げを図る。

平成26年度に東北管内で活用した自治体等は22団体。



(2) ICT地域マネージャー派遣制度

「ICT地域マネージャー」派遣制度は、ICTを活用した取組みを検討する地方公共団体等に対し、ICTの知見、ノウハウ等を有する「ICT地域マネージャー」を派遣し、地域におけるICT利活用に関する助言、提言、情報提供等を行うことにより、地域におけるICTを活用した取組みの中核を担える人材を育成することを目的とする制度である。

平成26年度に東北管内で活用した自治体は5自治体(青森県、秋田県、由利本荘市、福島市、西会津町)。

5 人材の育成

地域情報化人材育成セミナー

地域情報化の核となる人材の育成を目的に、平成7年度から自治体職員を対象として「地域情報化人材育成セミナー」を管内各県及び東北情報通信懇談会(会長:東北六県商工会議所連合会会長)と共に開催している。平成26年度は、8月に秋田県秋田市、9月に福島県福島市で実施。

6 各種会議等の開催

(1) 地域情報化推進会議

平成13年度から自治体の情報化推進担当者を対象として、総務省の情報化施策及び各県の情報化事業等の周知・説明を行うとともに、ICT利活用の先進事例を紹介するなどして地域課題解決のための意見交換等を行っている。

(2) 地域情報化所管省庁合同説明会

自治体の情報化担当職員及び情報関係企業を対象として、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の各省庁で推進する地域情報化関連施策の説明会を毎年仙台市において開催している。平成26年度で18回目の開催となった。

(3) 地域ICT利活用普及促進セミナー

ICTの利活用により地域の課題解決に取り組んでいる自治体の事例を紹介し、他の地域でのICT利活用の普及、促進を図る目的で平成23年度から実施している。平成23年度は秋田市、平成24～26年度は仙台市において開催した。

(4) 東北地域づくり連絡会議

東北管内の国の出先機関(東北総合通信局、東北農政局、東北経済産業局、東北地方整備局及び東北運輸局)が連携し、地域づくりのための取り組みの検討を行っている。本連絡会は平成9年3月に設置され、毎年各機関が幹事局となり様々な取組みを展開している。

第6章 東北地域における産学連携・支援

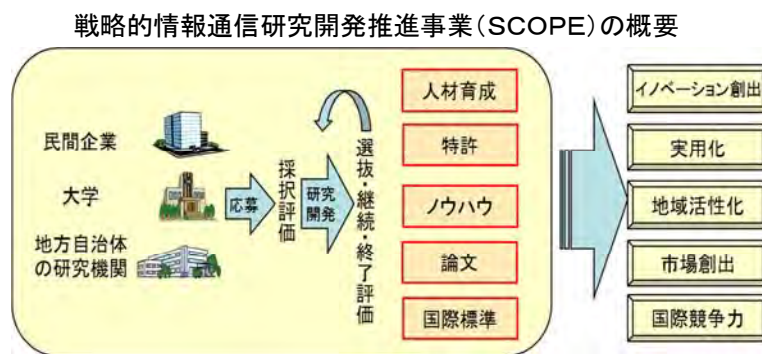
1 研究開発

(1) 総務省の研究開発支援

ア 「戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)」の推進

戦略的情報通信研究開発推進事業は、情報通信技術(ICT)分野の研究開発における競争的資金※として平成14年度からスタートしたもので、ICT分野において新規性に富む研究開発課題を大学、独立行政法人、企業、地方自治体の研究機関などから広く公募し、外部有識者による選考評価の上、研究を委託する競争的資金である。これにより、若手ICT研究者の育成、ICTの利活用による地域の活性化、先進的な通信アプリケーションの開発等を推進している。

※競争的資金： 研究資金の配分機関が広く研究開発課題を募り、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて、提案された課題の中から実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金。



平成27年度は、以下のプログラムにおいて研究開発を実施する。

ア 重点領域型研究開発

ICT分野で国として取り組むべき重点分野において、①イノベーションを創出する先進性、新規性に富む技術の研究開発(ICTイノベーション創出型)や、②先進的な通信アプリケーションの研究開発(先進的通信アプリケーション開発型)を行う。

イ 若手ICT研究者等育成型研究開発

ICT分野の研究者として次世代を担う若手人材を育成することや中小企業の斬新な技術を発掘するために、若手研究者又は中小企業の研究者が提案する研究開発(ビッグデータの利活用のための研究開発を含む)を推進。

ウ 電波有効利用促進型研究開発

電波の有効利用をより一層推進する観点から、①電波の有効利用に資する先進的かつ独創的な研究開発(先進的電波有効利用型)や、②若手ICT研究者等育成型研究開発に定める若手研究者又は中小企業の要件に該当する研究者が提案する電波の有効利用に資する先進的かつ独創的な研究開発(若手ワイヤレス研究者等育成型)を推進。

エ 国際標準獲得型研究開発

研究成果の国際標準化や実用化を加速し、さらなるイノベーションの創出や我が国の国際競争力の強化、国民生活や社会経済の安全性・信頼性の向上等に資することを目的に、外国の研究機関と共同での研究開発を推進。

オ 地域ICT振興型研究開発

ICTの利活用によって地域貢献や地域社会の活性化を図るため、地域に密着した大学や地域の中小・中堅企業等に所属する研究者が提案する研究開発を推進。

なお、平成26年度から、SCOPE特別枠として、ICT分野において破壊的な地球規模の価値創造を生み出すために、大いなる可能性がある奇想天外でアンビシャスな技術課題に挑戦する人を支援するため、『独創的な人向け特別枠「^{inno}vation」(いのうべーしょん)プログラム』が設けられている(応募数:全国617名(東北管内24名→1次通過1名)、本採択数:全国10名(東北管内なし)。

東北管内における最近の提案及び採択状況は下表のとおりであり、平成26年度には8件の研究開発課題が採択されている(特別枠分は含まず)。

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
提案数	東北	29	18	14	30	30
	全国	249	252	214	365	303
採択数	東北	4	6	3	12	8
	全国	52	51	68	115	82

[参考:東北のプログラム別採択状況]

研究開発プログラム名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ICTイノベーション創出型	0	2	1	4	
ICTイノベーション促進型	0	—	—	—	—
先進的通信アプリケーション開発型	—	—	—	—	—
若手ICT研究者等育成型	1	2	0	1	2
地域ICT振興型	3	2	2	2	3
国際競争力強化型	0	—	—	—	—
国際標準獲得型	—	—	—	—	1
先進的電波有効利用型	—	—	—	5	1
若手ワイヤレス研究者等育成型	—	—	—	0	1

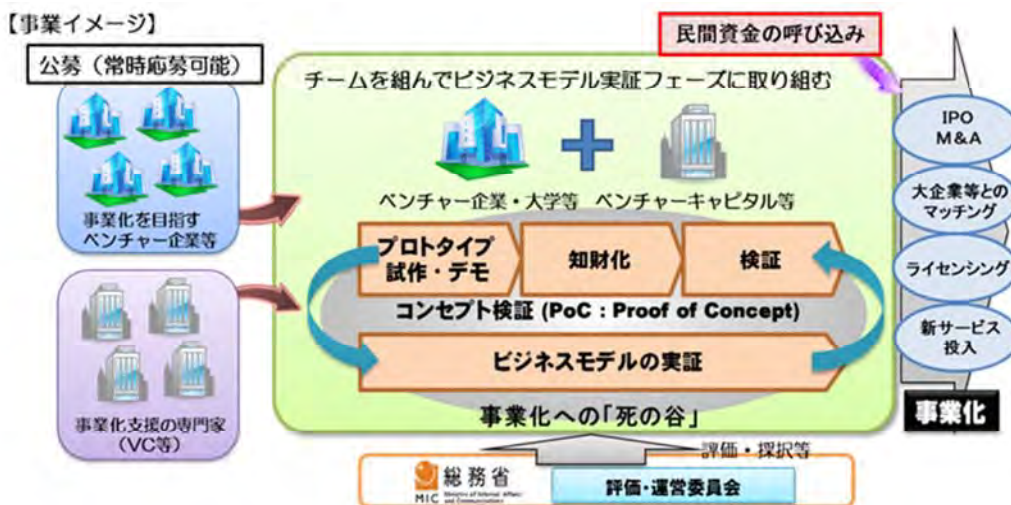
※当該年度にプログラムが設けられていなかった場合は、欄内に「—」を記載。

イ ICTイノベーション創出チャレンジプログラムの推進

情報通信審議会「イノベーション創出実現に向けた情報通信技術政策の在り方」最終答申(平成26年6月)を踏まえ、平成26年度から、多くのベンチャー企業等が直面している、いわゆる「死の谷」の克服に向けた支援制度である「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」(以下、「本事業」)を開始している。

本事業は、ICT分野におけるイノベーション創出に向け、民間の事業化ノウハウ等の活用による事業育成支援と研究開発支援を一体的に推進することにより、研究開発成果の具現化を促進し、もって新事業の創出に資することを目的としている。

平成26年度は、全国47件(東北2件)の応募に対し、6件(東京4件、神奈川1件、沖縄1件)が採択されている。



ウ 情報通信ネットワークの耐災害性強化のための研究開発

東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を構築するため、①災害時における携帯電話の輻輳(混雑)を軽減するための通信技術、②災害により損壊した通信インフラが自律的に機能を復旧して公共施設等をつなぐための無線通信技術の研究開発・実証を行うとともに、③これらの研究開発等のための研究開発拠点を東北大学等に整備した。



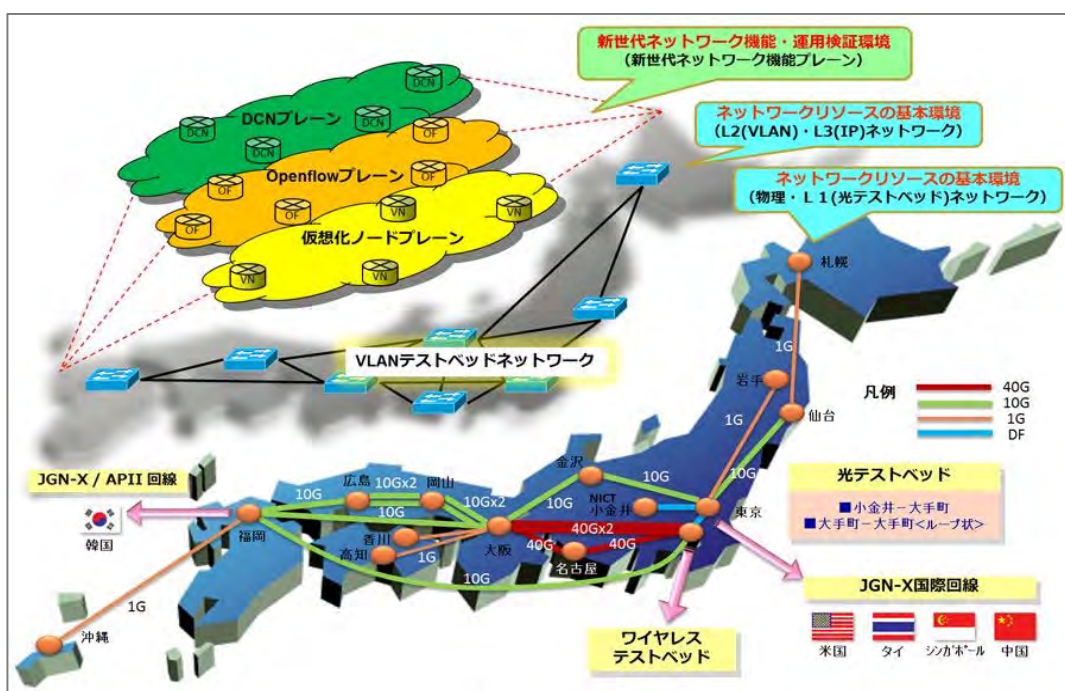
(2) 国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)が行う研究開発(直轄事業)

総務省の所管法人である国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)は、自ら研究開発施設を整備し、産学連携による先端的な研究開発を実施するため、研究テーマ毎に研究者を

結集し基礎研究から応用研究への橋渡しを図る「リサーチセンタープロジェクト」を実施している。

JGN-Xを利用した研究開発促進と利活用推進

NICTが新世代ネットワーク技術(光パス・パケット技術、仮想化ネットワーク技術、ネットワーク統合運用基盤技術等)の実現とその展開のため整備する「新世代通信網テストベッド(JGN-X)」を活用し、新しいアプリケーションのタイムリーな開発を促進する等、地域の大学、研究機関のICT研究開発を支援している。



(3) NICTが行う研究支援

ア 助成金による研究開発

通信・放送分野の新規事業創出を図るため、独自の・先進的な技術開発を行う企業等に対し、研究開発資金の一部を助成している。平成26年度、東北地域においては「チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金」について、1件が採択された。

イ 委託研究による研究開発

民間基盤技術研究促進制度は、これまでの情報通信分野における研究成果である基礎的な要素技術を組み合わせ、より高度なシステム開発のための研究テーマを企業等に対し募集し、研究を委託するものであり、一般型と地域中小企業・ベンチャー重点支援型の2つの制度で構成された。

地域中小企業・ベンチャー重点支援型については、NICTが全国の5大学と連携して行い、中小企業等が行う基盤技術研究への有償による研究開発施設の提供、並びに事業化に向

けた指導等の支援が受けられ、東北地域では、平成21年度まで東北大学が申請支援を行った。

2 東北地域におけるコンテンツ流通の促進

(1) セミナー等の開催

東北地域で取り組まれている「仙台クリエイティブ・クラスター・コンソーシアム」などの活動を通じ、東北地域におけるコンテンツ流通産業の促進策のノウハウを蓄積し、セミナー等の開催によりコンテンツ流通産業の振興及び人材育成を支援している。

平成26年度は、秋田県秋田市において「デジタルコンテンツセミナー2015in 秋田」を実施した。



「デジタルコンテンツセミナー」の様相(秋田市)

(2) 放送コンテンツ制作取引の適正化

総務省では、平成21年2月、放送コンテンツ制作における制作社の役割の重要性の増大等により、放送コンテンツの制作の取引の適正化の要請が高まっていることを踏まえ、「放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドライン」を策定・公表(平成26年3月に第3版へ改訂)した。平成23年度以降、ガイドライン策定後の番組制作環境の実態を把握するため、放送事業者及び番組制作会社に対してヒアリング調査を実施している。

東北総合通信局では、関係者へのガイドラインの周知徹底を図ることで、放送コンテンツ制作に関するインセンティブ向上を図っている。

(3) 国際共同制作による放送コンテンツの海外展開

総務省では、「放送コンテンツ海外展開強化促進モデル事業」により、地域の放送局や番組制作会社等が、海外の放送局と映像コンテンツを共同制作し、それらのコンテンツを海外の放送局等を介して継続的に世界へ発信する機会を創出することにより、コンテンツの海外展開の取組を促進している。



第7章 行政サービスの向上

1 行政相談、電気通信サービスに関する消費者支援の充実

(1) 総合通信相談所

情報通信全般に関する要望、意見、問い合わせの窓口として平成3年から総合通信相談所を設置し、当該要望等に関する情報を関係各部各課に流通させることにより、所掌事務の改善を図りながら行政サービスの向上を図っている。

平成26年度における要望・相談等の件数は814件(前年度比128件減)であり、分野区分では、電気通信サービス関係が190件、放送受信障害関係が108件、地上デジタル放送関係が121件、混信申告が202件、電磁環境関係が72件、一般行政関係が121件となっている。

情報通信サービスや関連市場が多様化・複雑化する中で、消費者が情報通信サービスを安全・安心に利用できる環境を確保するためにも、行政相談、消費者対応の充実を図っていくことが重要であり、消費者トラブルの未然防止対策として、ホームページでの周知や関係者に対してのメールでの情報提供等の充実を図っていくこととしている。

(2) 電気通信サービスに関する消費者支援の充実

消費者ニーズに応じた多種多様な電気通信サービスが普及している反面、電気通信サービスを利用したウィルス、迷惑メール、掲示板での誹謗中傷、架空・不当料金請求など様々なトラブルも発生していることから、電気通信サービスに関する消費者トラブルの円滑な解決の促進と、消費者視点を反映した行政運営の推進を図るため、消費生活センターと苦情・相談等の新たな事例の蓄積・分析や情報の共有を図るとともに、「電気通信消費者支援連絡会」を開催して消費生活センター、電気通信事業者等の関係機関の間で情報交換・意見交換を実施している。平成26年度は、7月及び1月に仙台市において開催した。

ア 電気通信サービス苦情・相談電話の設置

平成16年9月から電気通信サービスに関する苦情・相談電話(022-221-0632)を設置し、消費者が固定電話、携帯電話、PHSの電話会社及びインターネット接続プロバイダーが提供する電気通信サービスに関する契約時の説明、電気通信事業者としての苦情対応について、電話による相談対応を実施している。

相談件数は、平成16年度をピークに減少傾向にあるが(平成26年度190件)、サービスではインターネットと携帯電話・PHS、相談内容では、利用停止・契約と迷惑通信に関するものが多く寄せられた。

イ トラブル回避のための周知・啓発活動

電気通信サービスに関するトラブルを未然に防止するため、東北総合通信局ホームページに「電気通信サービス消費者情報コーナー」を開設し、一般消費者向けの情報提供を実施するとともに、「電気通信サービスQ&A」パンフレットを作成し、東北管内の各県及び市町村の消費生活相談窓口等に配布している。



ウ 安心・安全な青少年インターネット利用環境の整備

スマートフォン等が青少年にも急速に普及してきており、その利用におけるリスクについて認識や対応能力を向上させることが必要となっていることから、「東北青少年安心ネット利用環境づくり連絡会」を活用して関係機関(自治体(教育委員会等)、PTA連合会、インターネット防犯連絡協議会、電気通信事業者等)と連携を図りながら、青少年のインターネットリテラシー向上のための周知啓発活動等、インターネット利用環境の整備を推進している。



青森会場の街頭キャンペーン模様

平成26年度は、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、各県警本部や安心協等と連携し、2月7日の青森県を皮切りとして2月22日まで、秋田県、宮城県、福島県、山形県及び岩手県の各地において、街頭キャンペーンを開催した。

(3) 電気通信サービスの安全利用の啓発(e-ネットキャラバン)

携帯電話やインターネット等を悪用した犯罪やトラブルに子どもたちが巻き込まれる事件が社会問題となっている。このため、総務省では、平成18年度から文部科学省や電気通信事業者6団体と協力し、子どもたちを見守る立場の保護者や教職員を対象に、携帯電話・インターネットの安心・安全な利用方法についてのe-ネット安心講座(e-ネットキャラバン)を実施している。

平成26年度は、東北管内で324講座が開催され、約50,000名の方が受講している。

e-ネットキャラバン公式ウェブサイト
<http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>



e-ネットキャラバン開催模様(仙台市内)

(4) 受信障害対策

近年の電波利用の拡大、パソコンや受信ブースター等各種電子機器からの電氣的雑音、更には不法無線局から発射される電波等によって、放送波の受信に影響を与える事例が発生している。また、都市部での高層建築物によるテレビ電波の遮断や反射による受信障害も問題となっている。こうした受信障害の解消のため、苦情や申告窓口として受信障害対策官を設置する等、電波監視・調査部門や東北受信環境クリーン協議会



平成26年度第47回「受信環境クリーン図案コンクール」
中央協議会 文部科学大臣賞 受賞作品

(東北管内の放送事業者、無線局免許人、自治体、家電販売店などで構成され、平成26年度末現在で151団体が加盟)等と連携を図りながら受信環境の保護を推進している。

東北受信環境クリーン協議会では、毎年10月を「受信環境クリーン月間」に定め、受信環境クリーン中央協議会が主催する「受信環境クリーン図案コンクール」等を実施し、受信環境保護に関する周知啓発に努めている。

なお、平成26年度に寄せられた受信障害の申告件数は108件であり、その原因の約4割が自己受信設備不良(40件)によるものとなっている。

2 情報公開・閲覧窓口及び個人情報の対応

行政機関の所有する情報の公開に関する法律が平成13年4月に施行されたことに伴い、従来からの文書閲覧窓口制度と併せ、情報公開窓口を設置し一層の充実を図っている。

文書閲覧窓口制度では、国民生活に役立ち一般公開に適する文書、法令等の規定に基づくものを目録に搭載しており、情報公開閲覧窓口において閲覧が可能となっている。

また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が平成17年4月に施行されたことに伴い、個人情報開示請求窓口を設置している。

個人情報保護制度は、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするもので、制度の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に努めている。

3 インターネットを通じた情報の提供

東北総合通信局では、インターネットを通じた情報提供に努めている。

■ホームページ：<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/index.html>

■ツイッター：https://twitter.com/tohoku_bt

■フェイスブック：<https://www.facebook.com/tohoku.bt>

4 信書便事業への民間参入

「信書」の送達については、平成15年4月から民間事業者による参入が認められ、許可を受けた民間事業者も信書の送達を事業として行うことが可能となった。この信書便事業は、「一般信書便事業(全国全面参入型)」と「特定信書便事業(特定サービス型)」の2つの事業類型があり、いずれも総務大臣の許可制となるが、特定信書便事業の参入許可等については、地方総合通信局長等が行うこととなっている。

平成26年度末現在、全国で436社が特定信書便事業の許可を受けて参入しており、東北管内でも16社が事業許可を受けている。

なお、全国において一般信書便事業への参入実績はない。

(1) 信書便事業の区分

- 信書便事業とは、信書(書状、請求書類等々)の送達する事業をいう。
- 信書便事業の種類は、大きく分けて「一般信書便事業」と「特定信書便事業」の2種類となる。

1.一般信書便事業 一般信書便役務を全国提供する条件で、全ての信書の送達ができる「全国全面参入型」の事業

一般信書便役務とは

1. 長さ、幅及び厚さがそれぞれ40cm、30cm及び3cm以下であり、重量が250g以下の信書便物を送達する役務
2. 国内において差し出された日から原則3日以内に信書便物を送達する役務

2.特定信書便事業 3つの役務の選択肢がある特定サービス型(3つの特定信書便役務)

特定信書便役務とは

- ① 長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務【90cm超又は4kg超の役務】
- ② 3時間以内に信書便物を送達する役務【3時間以内送達の役務】
- ③ その料金の額が1,000円を超える信書便物を送達するもの【1,000円超料金の役務】

(2) 信書便事業の申請手続



(3) 信書に該当する文書等

「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と郵便法及び信書便法に定義されている。

「特定の受取人」：差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者
 「意思を表示し、又は事実を通知する」：差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えること

「文書」：文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（電磁的記録物は信書の送達には該当しない）

[具体例]

信書に該当する文書	信書に該当しない文書
<ul style="list-style-type: none"> ■書状 ■請求書の類 【類例】納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書、レセプト（診療報酬明細書） ■会議招集通知の類 【類例】結婚式等の招待状、業務を報告する文書 ■許可書の類 【類例】免許証、認定書、表彰状 ■証明書の類 【類例】印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し、健康保険証、登記簿謄本 ■ダイレクトメール ・文書自体に受取人が記載されている文書 ・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書 	<ul style="list-style-type: none"> ■書籍の類 【類例】新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター ■カタログ ■小切手の類 【類例】手形、株券 ■プリペイドカードの類 【類例】商品券、図書券 ■乗車券の類 【類例】航空券、定期券、入場券 ■クレジットカードの類 【類例】キャッシュカード、ローンカード ■会員カードの類 【類例】入会証、ポイントカード、マイレージカード、住民基本台帳カード ■ダイレクトメール ・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの